

須賀川市不良空家等解体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、須賀川市空家等対策計画に基づき、環境にやさしく快適に暮らせるまちづくりの実現に向け、空家の倒壊等から市民の安全、安心を確保するため、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空家を、所有者等が自ら解体及び撤去する場合に、その費用の一部について補助金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空家等」とは空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）第2条第1項に定義するものをいう。
- (2) 「特定空家等」とは、特措法第2条第2項に定義するものをいう。
- (3) 「不良空家等」とは、須賀川市特定空家等判定委員会設置要綱（平成30年4月1日施行）に基づいて設置する須賀川市特定空家等判定委員会の審議を経て、市長が特定空家等と認めたもののうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空家等をいう。
- (4) 「工作物等」とは門又は塀、植栽等をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された、おおむね1年以上使用されていない不良空家等であるもの。
- (2) 専用住宅又は併用住宅のうち住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの。（附属屋、工作物等を含む。）
- (3) 個人が所有するもの。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの。
- (5) 須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）に

基づく補助金の交付を受けたことがないもの。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めるものについては、補助対象空家等とすることができる。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象空家等の所有者（当該対象物が共有に係るものである場合には、当該共有者のうちから選任された代表者1人をいう。）又はその相続人（相続人が複数いる場合には選任された代表者1人をいう。）であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、不良空家等解体事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不良空家等の全部を解体する工事（附属屋、工作物等を含む。）
- (2) 原則として須賀川市内に事業所を有し、解体撤去を行う資格のある業者が施工する工事
- (3) 他の補助金の交付を受けない工事
- (4) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度内に完了することができる工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 不良空家等の全部を解体撤去する工事費用（附属屋、工作物等を含む。）
- (2) 解体撤去により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分の際、必要と認められる経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、解体撤去等に係る諸経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただ

し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請添付書類等)

第8条 規則第4条第1項に規定する申請書は、須賀川市不良空家等解体補助金交付申請書(第1号様式)とし、同条に定める関係書類は次に掲げるものとする。

- (1) 対象空家等の位置図
- (2) 対象空家等の全景を撮影した現況写真
- (3) 工事費見積書(解体工事費とその他の経費がわかるもの)
- (4) 同意書(第2号様式)
- (5) 紛争等に関する誓約書(第3号様式)
- (6) 補助金の振込先通帳の写し

2 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業に着手する7日前までに、前項に規定する書類を市長に提出しなければならない。

(事業の変更又は中止)

第9条 規則第11条第1項の規定により市長に補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更する内容を表した図書等
- (2) 変更工事見積書

(実績報告)

第10条 規則第17条第1項に規定する書類は、次のとおりとし、補助対象事業の完了の日から起算して14日以内に補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 須賀川市不良空家等解体補助金実績報告書(第4号様式)
- (2) 領収証の写し
- (3) 工事完了後の写真

(補助金の額の確定)

第11条 規則第18条第1項に規定する審査及び調査等は、建築住宅課に所属する検査員(以下「検査員」という。)が行うものとする。

2 前項の規定による完了報告検査を行った検査員は、速やかに補助事業等完了報告検査復命書(第5号様式)により復命するものとする。

3 市長は、第1項の規定による完了報告検査により不備が判明したときは、完了検査結

果不備事項通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

須賀川市不良空家等解体補助金交付申請書

年 月 日

須賀川市長

住所

申請者 ふりがな 氏名

電話 ()

須賀川市不良空家等解体補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

建 物 の 所 在 地	須賀川市
建 物 の 所 有 者	住所 氏名
申 請 者 区 分	☐ 所有者本人 ☐ 相続人 ☐ その他 ()
建物に附属する工作物	
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円
工 事 期 間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日

添付書類

- (1)対象空家等の位置図
- (2)対象空家等の全景を撮影した現況写真
- (3)工事費見積書（解体工事費とその他経費がわかるもの）
- (4)同意書（第 2 号様式）
- (5)紛争等に関する誓約書（第 3 号様式）
- (6)補助金の振込先通帳の写し

同意書

年 月 日

須賀川市長

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

私は、須賀川市不良空家等解体補助金交付申請に伴い、須賀川市税の納付状況及び申告の有無の確認のため、次の税目について税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税

紛争等に関する誓約書

年 月 日

須賀川市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号 ()

私は、須賀川市不良空家等解体補助金を利用した、下記物件に係る解体工事に関し紛争が生じた場合、責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

- 1 建物の所在地 須賀川市
- 2 建物の所有者
- 3 所有者との関係 ☐ 所有者本人
☐ 相続人
☐ その他 ()

須賀川市不良空家等解体補助金実績報告書

年 月 日

須賀川市長

住所

申請者 ふりがな 氏名

電話 ()

年 月 日付け須賀川市指令文書記号第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、須賀川市不良空家等解体補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

建 物 の 所 在 地	須賀川市
建 物 の 所 有 者	住所 氏名
申 請 者 区 分	☐ 所有者本人 ☐ 相続人 ☐ その他 ()
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 決 定 額	円
工 事 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日

添付書類

- (1)領収証の写し
- (2)工事完了後の写真

第5号様式（第11条関係）

補助事業等完了報告検査復命書

補助金交付決定 指 令 番 号	須賀川市指令文書記号第	号
補助金交付決定 年 月 日	年 月 日	
申 請 者		
完了年月日	年 月 日	
担当検査員		
検査年月日	年 月 日	
検 査 結 果		
上記のとおり検査結果を復命します。 年 月 日 須賀川市長 様 検査員 印		

第 号
年 月 日

様

須賀川市長 印

完了検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで提出のあった須賀川市不良空家等解体補助金実績報告書を検査した結果、下記の不備事項がありましたので、須賀川市不良空家等解体補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき通知します。

不備事項につきましては、速やかに改善し、報告願います。

記

不備事項